

ご 案 内

入院診療費の診断群分類包括評価（D P C）について

入院診療費は、健康保険法等で規定された医科・歯科診療報酬点数表に基づき計算した医療費の額を請求します。**医科は、診断群分類包括評価（以後、D P C）**により計算します。入院料は、0時から24時までの暦日単位で計算します。

D P Cとは、従来の診療行為ごとに料金を計算する「出来高払い方式」とは異なり、入院患者さんの病名や症状をもとに手術などの診療行為の有無に応じて、厚生労働省が定めた診断群分類点数に基づき、1日当たりの定額の医療費を計算する方法です。

D P Cによる1日当たりの定額の点数は、入院日数に応じて定められています。入院基本料や検査、投薬等は1日当たりの定額点数に含まれる「包括支払方式」で計算され、手術、リハビリ等については「出来高払い方式」で計算されます。

従来の「出来高払い方式」

入院基本料×日数

検査・画像診断

注射・投薬・処置

手術・リハビリ等

食事

包括に
変更

出来高
のまま

D P Cの「包括支払方式」

1日あたりの定額点数×日数

+

手術・リハビリ等
一部の処置・退院処方等

食事

※D P Cでは、病院ごとに一定の係数（医療機関別係数）が定められており、同一の診断・治療でも**病院によって医療費の総額が異なります。**

〔当院の医療機関別係数〕

・基礎係数（D P C特定病院群）	1. 0 7 1 8	・機能評価係数Ⅰ	0. 3 7 6 8
・機能評価係数Ⅱ	0. 0 6 4 7	・救急補正係数	0. 0 3 2 3

- (1) 医療費の支払い方法は、一部負担金など基本的には変わりません。
- (2) 担当医の判断（緊急度など）により、必ずしも入院中に行わなくてもよい医療行為は、外来診療でさせていただきます。
- (3) 全ての入院患者さんの入院医療費がD P Cの計算になるのではなく、一部もしくは全部が従来の「出来高払い方式」となる場合もあります。
- (4) **歯科口腔外科の入院患者さんは、D P Cの計算ではありません。**
- (5) 入院後、病状の経過や治療の内容によって診断群分類が変更になった場合には、請求額が変動することになるため、退院時等に、前月までの支払い額との差額の調整を行うことがあります。

2025年6月1日 病院長

藤沢市民病院

